

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和8年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校等)
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金に関する法律」という。)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none">①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)②就学支援金の受給を希望する生徒からの、高等学校等就学支援事務処理システムへの入力による保護者等の個人番号の提出③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会④上記③で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定⑤受給資格の認定、支給額の判定結果の通知⑥受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記③～⑤を実施⑦4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び③～⑤を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表123の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「私学振興課における特定個人情報等取扱要領(高等学校等就学支援金の支給に関する事務)」に基づき、事務取扱者及びアクセス権限者等、特定個人情報を取り扱う者を限定的に指定し、適切な管理のため、研修を受講するとともに、事務取扱者等以外が容易に閲覧等ができないよう安全管理措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 (私立高等学校等)に係る個人情報保護評価書 (基礎項目評価)	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 (私立高等学校等) 基礎項目評価書	事後	時点修正
令和1年6月27日	リスク対策	(新規追加)	「IV リスク対策」記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	しきい値判断項目1.対象人数	平成30年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	しきい値判断項目2.取扱者数	平成30年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	しきい値判断項目1.対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	根拠法令の改正
令和4年7月8日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定	④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定	事前	令和4年度より税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更
令和4年7月8日	しきい値判断項目1.対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月22日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	② 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③ 保護者等の個人番号のデータ化 ④ 情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤ 上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥ 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦ 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧ 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	② 就学支援金の受給を希望する生徒からの、高等学校等就学支援事務処理システムへの入力による保護者等の個人番号の提出 ③ 情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ④ 上記③で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑤ 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑥ 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記③～⑤を実施 ⑦ 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び③～⑤を実施	事後	個人番号の収集を高等学校等修学支援事務処理システムを通じて行うこととするによる変更
令和5年8月22日	しきい値判断項目1.対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	しきい値判断項目1.対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・番号利用法第9条第1項 別表123の項	事後	根拠法令の改正
令和7年7月15日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	根拠法令の改正
令和7年7月15日	II しきい値1	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	II しきい値2	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	IV リスク対策4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [十分である]	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない	事後	個人番号の収集を高等学校等修学支援事務処理システム
令和7年7月15日	IV リスク対策8	—	記載のとおり	事後	新様式において新たに追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	IV リスク対策11	—	記載のとおり	事後	新様式において新たに追加
令和8年6月3日	しきい値判断項目1.対象人数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正
令和8年6月3日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正